

「予定価格の事前公表の範囲拡大」及び
「指名競争入札における1者入札の取扱いの変更」について

令和7年10月7日
由布市財政課 契約検査室

由布市では、公平・公正な入札事務に努めるとともに、入札不調を減少させ事業の迅速な進捗を図ることを目的として、入札手続きの取扱いを一部改めることとしました。なお、この取扱いは、1年間を目安として試験的に運用します。

1. 予定価格の事前公表の範囲拡大について

入札事務の透明性を高めるため、下記のとおり予定価格の事前公表の対象範囲を拡大します。

(1) 事前公表の対象について

事前公表は、これまで競争入札（一般競争入札・指名競争入札）で行う建設工事や市有財産の売り払いに係る案件を対象としていましたが、すべての競争入札案件を対象とします。

(2) 事前公表の方法について

一般競争入札では公告に、指名競争入札では指名の通知書に予定価格を記載します。
また、「大分県共同利用型入札情報サービスシステム」でも内容を確認することができます。

2. 指名競争入札における1者入札の取扱いについて

これまで、指名競争入札の場合、入札参加者が2者以上いないと入札が成立しませんでした。下記の2事例のいずれかに該当するときは、1者での入札を有効とし、その入札した者を落札候補者とします。

①入札金額が最低制限価格の場合

②案件が災害復旧工事に係るものである場合

○ 実施時期

令和7年11月1日から令和8年12月31日までの間に、一般競争入札の公告または指名競争入札の指名通知をした入札案件

※ いずれの取扱いも1年ほどの試行期間を設け、入札結果を検証しながら、今後の取扱いを検討します。

【お問い合わせ先】

由布市財政課 契約検査室
097-582-1176(内線 1253)